

令和7年11月14日
沖縄海区漁業調整委員会
会長 上原亀一

沖縄海区漁業調整委員会指示7第4号に基づくソディカ採捕における漁具の制限の違反者への対応方針

沖縄海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、沖縄海区漁業調整委員会指示（以下「委員会指示」という。）7第4号第4に基づき、委員会指示に違反した者への対応方針について、以下のとおり定める。

1. 委員会指示の適切な実施を図るため、委員会及び沖縄県は、疑義情報に接した場合等においては、調査・指導を行うとともに、当該指示の違反が認められる場合には、速やかに沖縄海区漁業調整委員会会長（以下「会長」という。）に報告する。

なお、漁業法第157条第1項に基づき、委員会として関係者に対して出頭を求め、又は必要な報告を徴することについては、会長（又は会長職務代理）一任とし、出頭や必要な報告を徴した場合、後日、委員会に報告するものとする。
※ 必要に応じて、委員会及び沖縄県は現地調査等を実施。

2. 会長は、上記1の報告を受け、漁業法第120条第8項に基づき沖縄県知事に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請（裏付命令の申請）をする。

裏付命令の申請に係る手続は会長（又は会長職務代理）一任とし、裏付命令の申請をした場合、後日、委員会に報告するものとする。